

災害から命を守る避難行動について

【 和歌山県の津波・風水害からの避難の考え方 】

時間が許す限り浸水想定地域等を離れて、高台など☆3つの避難場所を目指して避難する。

ただし、時間がない場合は☆2つの場所へ、更に時間的余裕がない場合は☆1つ、垂直方向の避難を目指す、という具合に時間と向き合いながら、より安全な場所を目指して避難をする。

和歌山県 危機管理局

和歌山県の津波避難に対する考え方について

東日本大震災において・・・

- ・津波により浸水したところでは、多くの家屋が流された
- ・家屋の2階にも浸水し犠牲者が出た

浸水深	目安
0. 3m以上	避難行動がとれなく(動くことができなくなる)
1m以上	津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる
2m以上	木造家屋の半数が全壊する(注:3m以上でほとんどが全壊する)
5m以上	2階建ての建物(或いは2階部分までが)が水没する
10m以上	3階建ての建物(或いは3階部分までが)が完全に水没する

陸域における津波被害と浸水深との関係
 (出典:「津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書」
 消防庁国民保護・防災部防災課)

津波避難3原則

監修:群馬大学大学院理工学府 片田敏孝教授

- ① 想定にとらわれない
- ② 最善を尽くせ
- ③ 率先避難者になれ



できる限り安全な場所を目指して避難する!

避難先の安全レベル (和歌山県独自設定)

本県独自に津波浸水想定区域や建物の高さ・構造などを考慮した上で、避難先に安全レベル(☆1つ～3つ)を設定し、その情報を市町村のハザードマップ等で公開。



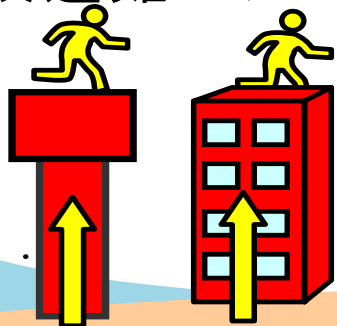
より安全レベルの高い(☆の数が多い)避難先への速やかな避難が、命を守ることにつながる。

避難先の安全レベルの設定（津波）

緊急避難先レベル1 (☆)

浸水の危険性がある地域に、時間的に[レベル2・3]へ避難する余裕がない場合の緊急避難先として指定

津波避難ビル等



津波浸水想定地域

緊急避難先レベル2 (☆☆)

浸水想定近接地域に、[レベル3]へ避難する余裕がない場合の緊急避難先として指定



避難路整備

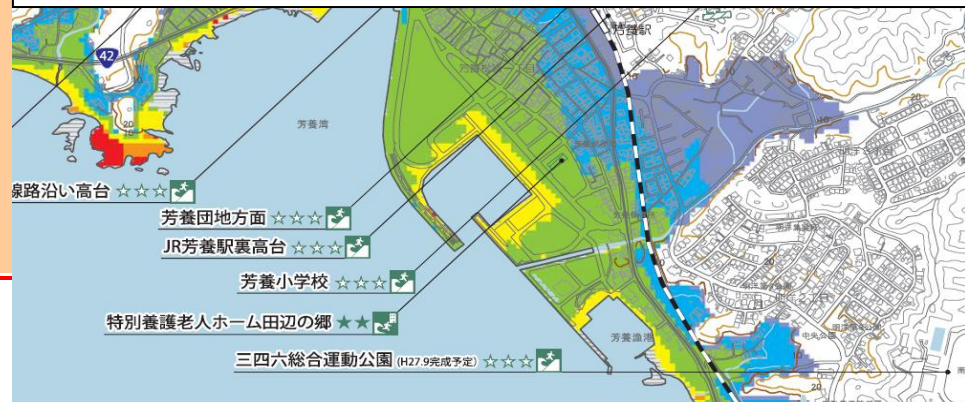


裏山、高台

緊急避難先レベル3 (☆☆☆)

浸水の危険性がない地域に、より標高が高くより離れた安全な場所を指定

市町村津波ハザードマップに掲載(下の画像は田辺市作成のもの)



※市町村のハザードマップのほか、県HP防災わかやまの「防災GIS」でも確認できます。

避難先の安全レベルの設定（風水害）

- ・紀伊半島大水害では6市町50カ所の避難所が土砂災害等の被害を受けた



- ・大規模な災害時にも安全を保つことができる避難先を確保するため、風水害避難先安全レベルの考え方を示した避難先の見直しを実施



- ・土砂災害や浸水被害の可能性、施設の階層、構造等を考慮し、3段階のレベルを設定

◇避難先の安全レベル

避難先レベル3 (☆☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難先
避難先レベル2 (☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難先
避難先レベル1 (☆)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難先
避難先レベル1 (☆)注	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がより高い避難先

避難行動要支援者の避難支援について

【家庭にいるときの避難支援】

市町村が、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、具体的な避難場所、避難方法等について、自主防災組織、民生委員等の地域の避難行動支援者と打ち合わせて、**個別計画**を作成

【施設にいるときの避難支援】

社会福祉施設、病院、学校等の施設の管理者等が、利用者等の具体的な避難場所、避難方法等を定めた**避難計画**を作成



地域や施設において、**避難訓練**を実施して、計画を点検充実

※避難行動要支援者：災害時に自ら避難することが困難な方で、円滑で迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な方（高齢者、障害者、乳幼児等）

津波避難に関する片田教授のコメント

災害では様々なことが起こる。津波からの避難の基本は、少しでも安全なところに避難する姿勢が必要である。また、1人で逃げられない方はみんなですべて助け合って逃げるのが大切である。

